

交通労働災害を防止するために

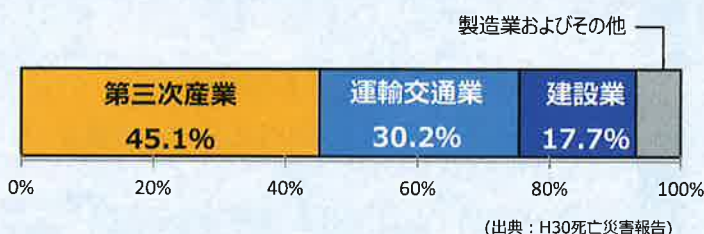
交通労働災害は、死亡災害全体の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取り組みを行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上や季節・天候**などへの配慮も必要です。

約7割は運輸交通業以外で発生！

死亡災害（交通事故（道路））の業種内訳（平成30年）

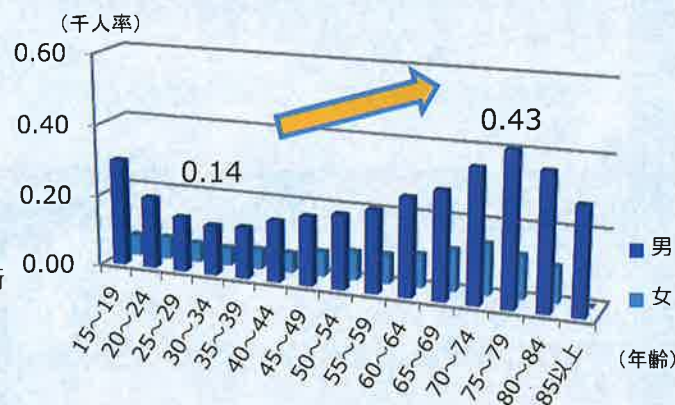
交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しています。運輸交通業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



年齢があがるにつれて発生しやすくなる！

交通労働災害の発生率は年齢があがるにつれて上昇する傾向があり、年齢による身体機能の衰え（注1）も一つの要因だと考えられています。高齢者を運転業務に従事させる場合、労働者の健康や体力の状況を考慮した対策（注2）も必要です。

交通事故の年齢別発生率（千人率）



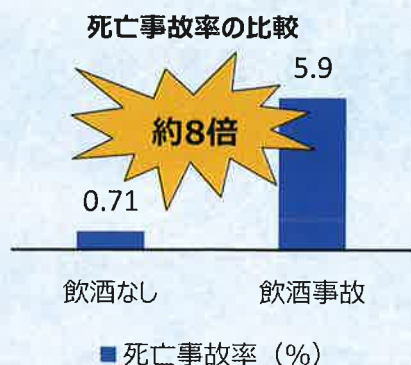
(注1) 高齢者の身体機能は、壮年者と比較すると聴力、視力、平衡感覚などの低下が見られます。また、個人差も大きくなります。

(注2) 厚生労働省は、働く高齢者の労働災害を防ぐためのガイドラインを策定し、職場環境や作業内容の見直しに加え、健康や体力の状況を把握することなどを示しています。

※千人率=労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000

出典：労働者死傷病報告（平成30年）
労働力調査（基本集計・年次・2018年）

<飲酒運転をさせないで！>



出典：平成30年における交通死亡事故の特徴について（警察庁）

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒していない場合の約8倍というデータが出ており、極めて危険です。またアルコールの分解には時間がかかり、ビール1缶でも4時間ほどかかることされています。

雇い入れ時や日常の**安全衛生教育**の中で、労働者に対して**飲酒による運転への影響を理解**させるとともに、**乗務開始前の点呼の際に、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか確認**してください。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒、睡眠不足などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前の点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合等

- ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ・荷を積載するときは、最大積載量を超えない、偏荷重が生じないようにする。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇い入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「高視認性の安全ベスト※」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

※参考：JIS T 8127（高視認性安全服）

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝や夕方の早めの点灯を励行する。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結など、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」や「急ブレーキ」など、「急」の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止するために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>

■ 職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害防止

検索



交通労働災害の現状と防止対策

検索



このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

(2020.3)